

# 茨城県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画 1 の別に定める「くろまぐろ」について

(第 4 管理期間)

平成 30 年 7 月 1 日公表

## 第 1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- (1) 本県においては、くろまぐろは定置漁業、曳き釣り漁業、はえなわ漁業により、主に秋から冬にかけて本県全海域で漁獲されており、本県にとって重要な資源である。
- (2) このため、くろまぐろの保存及び管理を通じて、安定的で持続的な利用を図る観点から、国の基本計画により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理量について本県の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講じることとする。
- (3) また、本県の知事管理量を適切に管理するためには、くろまぐろの採捕の数量を的確に把握する必要があることから、採捕の数量の報告体制を整備し、適切な報告がなされるよう漁業者等の指導・確認を行うものとする。あわせて、採捕の数量が積み上がり本県の知事管理量に近づいた場合はこの旨を直ちに公表するとともに、早期是正措置を講じるものとする。
- (4) また、適切な管理を行っていくためには、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、本県水産試験場を中心とし、国又は関係都道府県連携の下、資源調査体制の充実化を図ることとする。
- (5) これらのほか、本県の知事管理量の遵守を図る観点から、漁業者協定等の締結等を促進し、本県の管理措置と相まった漁業者による自主的な漁獲管理の取り組みを行うものとする。

## 第 2 くろまぐろの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

くろまぐろの管理の対象となる期間及び知事管理量は以下のとおりである。

くろまぐろ 30 キログラム未満の小型魚 (以下「小型魚」という。)	7 月～ 翌年 3 月	16.6 トン	うち 1.7 トンを留保する
くろまぐろ 30 キログラム以上の大型魚 (以下「大型魚」という。)	7 月～ 翌年 3 月	1.0 トン	

我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認め、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、上表の本県の知事管理量が消化されていない場合であっても、その時点における本県の採捕の数量をもって、上表の本県の知事管理量とする。

### 第3 くろまぐろの知事管理量について、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

#### (1) 数量の設定

本県の第2の知事管理量のうち小型魚の漁業協同組合（以下「漁協」という。）別採捕の種類別の数量（以下「漁協別数量」という。）は以下の表1のとおりとする。なお、表2のとおり各漁協別採捕の種類別に主漁期を設定し、小型魚については、主漁期を除いて目的採捕を行なわない。なお、主漁期後に漁協別数量に残量があった場合は、主漁期後の採捕を可とする。

また、本県の第2の知事管理量に変更があったときは、変更された知事管理量をもって表3に定める漁協別及び採捕の種類別の漁獲割合（以下「漁獲割合」という。）に基づき設定した漁協別数量を表1としてよみかえるものとする。

#### (2) 漁業協同組合別漁獲枠の最低数量の設定

漁業者の操業機会を確保するために、本県の第2の知事管理量のうち漁協別数量の設定に当たっては、最低数量を設定することとし、表2で定めた漁獲割合に関係なくその漁協別数量は500kgとする。表3の漁獲割合に基づき漁協別数量を算出し、その数量が500kgに満たない漁協が生じた場合は、最低数量を当該漁協に配分した後、それ以外の漁協では、漁協間における漁獲割合を再計算した上で、残量を各漁協に配分する。

#### (3) 採捕の停止等の命令について

本県の小型魚の採捕の数量が、漁協別数量を超えるおそれが著しく大きいと認める場合は、定めた漁協ごと、採捕の種類ごとに法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止等の命令を発出する。

表1 小型魚の漁協別採捕の種類別の数量

漁協	採捕の種類	くろまぐろ小型魚の漁獲枠（トン） （留保を除いた数量）
平潟	曳き釣り	2.070
大津	曳き釣り	2.697
川尻	曳き釣り	1.596
久慈町	定置	0.602
	曳き釣り	0.966
久慈浜丸小	曳き釣り	0.735
磯崎	曳き釣り	0.947
那珂湊	曳き釣り	1.098
大洗町	曳き釣り	0.500
鹿島灘	曳き釣り	0.500
はさき	曳き釣り・はえなわ	3.189
合計		14.900

表2 小型魚の漁協別採捕の種類別の主漁期

漁協	採捕の種類	主漁期
平潟	曳き釣り	10, 11, 12月
大津	曳き釣り	10, 11, 12月
川尻	曳き釣り	10, 11, 12月
久慈町	定置	10, 11, 12月
	曳き釣り	10, 11, 12月
久慈浜丸小	曳き釣り	10, 11, 12月
磯崎	曳き釣り	10, 11, 12月
那珂湊	曳き釣り	9, 10, 11, 12月
大洗町	曳き釣り	10, 11, 12月
鹿島灘	曳き釣り	10, 11, 12月
はさき	曳き釣り・はえなわ	11, 12, 1月

表3 小型魚の漁協別採捕の種類別の漁獲割合 単位：%

漁協	採捕の種類	くろまぐろ小型魚の漁獲割合
平潟	曳き釣り	14.344
大津	曳き釣り	18.793
川尻	曳き釣り	10.985
久慈町	定置	4.141
	曳き釣り	6.646
久慈浜丸小	曳き釣り	5.07
磯崎	曳き釣り	6.563
那珂湊	曳き釣り	7.621
大洗町	曳き釣り	2.224
鹿島灘	曳き釣り	1.529
はさき	曳き釣り・はえなわ	22.084
合計		100.000

※期間別の数量については、表2で設定した主漁期を除いて小型魚の目的採捕を行わないので設定しないこととする。また、第5(3)の協定が締結された場合は、協定に基づく管理措置を実施する。

#### 第4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

##### (1) 緊急報告体制について

- ① 各漁協は急激な採捕の数量の積み上げに備え、以下の報告基準に該当する場合は、速やかに本県に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

漁 協	採捕の種類	報告基準
以下の8漁協 平潟・大津・川尻 久慈浜丸小・磯崎 那珂湊・大洗町・ 鹿島灘	曳き釣り	出漁船のうち1隻に100キログラムを超える量の採捕があった場合
久慈町	定 置	1日50キログラムを超える量の採捕
	曳き釣り	出漁船のうち1隻に100キログラムを超える量の採捕があった場合
はさき	曳き釣り	出漁船のうち1隻に100キログラムを超える量の採捕があった場合
	はえなわ	出漁船のうち1隻に100キログラムを超える量の採捕があった場合

② ①の本県への一報は、各漁協の担当者が所属組合員の漁獲量を取りまとめて、FAXにて数量報告する。なお、本県は各漁協と本県間の連絡体制（土日祝祭日、年末年始等の閉庁時の連絡体制を含む）を別に定めるものとする。

③ ①の緊急報告がなされる急激な採捕があった場合に直ちに当該漁業者らが取り組む緊急の管理措置は以下のとおりとする。また、本県に当該採捕の数量報告を受けた際に、以下の緊急の管理措置が実施されているか、必要な指導を行うものとする。

採捕の種類	緊急の管理措置
定 置	第3（1）の表1に示した漁協別数量の9割に達するまでは、生存個体の放流に努め、急激な漁獲量の積みあがりを抑制し、9割を超過する恐れがあるときは、生存個体全ての放流に努める。
曳き釣り はえなわ	当該漁協は所属組合員に対し、大量漁獲があった旨の緊急連絡をする。漁協は漁獲状況を詳細に把握し、第3（1）の表1に示した漁協別数量の9割を超過するおそれがあるときは、目的操業を自粛する。

④ 本県は、1日500キログラムを超える採捕の数量報告があった場合は、速やかに当該採捕の数量を国に報告する。

## (2) 早期是正措置について

### 【採捕の数量の公表等について】

- ① 法第8条第2項の規定による本県の採捕の数量が知事管理量を超えるおそれがあると認める場合とは、本県の第2の知事管理量の7割を超え、又はそのおそれがあると認める場合であり、その時点で県は当該採捕の数量を公表するものとする。
- ② また、採捕の数量が我が国全体の小型魚若しくは大型魚別の漁獲可能量の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で農林水産大臣から当該採捕の数量が公表される。この際、当該公表がされた時点で本県の①の公表がされていない場合は、農林水産大臣の当該採捕の数量を持って本県の①の公表とする。

### 【早期是正措置】

#### ○小型魚

- ① 知事管理量の7割を超えるおそれがあると認めるとき
  - ・ 県全体の漁獲状況を各漁協と共有する。
  - ・ 曳き釣り、はえなわ：各漁協は所属組合員の漁獲状況を詳細に把握し、第3(1)の表1に示した漁協別数量の9割を超過するおそれがあるときは、目的操業を自粛する。
  - ・ 定置網：生存個体は放流する。
- ② 知事管理量の9割を超えるおそれがあると認めるとき
  - ・ 曳き釣り、はえなわ：目的操業の自粛を実施する。
  - ・ 定置網：生存個体は全て放流する。

#### ○大型魚

- ① 知事管理量の5割を超えるおそれがあると認めるとき
  - ・ 曳き釣り、はえなわ：生存個体は全て放流する。
  - ・ 定置網：生存個体は全て放流する。

## 第5 その他くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項

- (1) 本県は管内の漁業者へ管理の取り組みを指導した場合は管内の遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この場合、本県は国に対し当該指導内容を速やかに報告するものとする。
- (2) 特にプレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、本県は国と協力しつつ、釣り団体の各ホームページやテレビ等の媒体を通じてくろまぐろの管理状況や漁業者の取り組みへの理解と協力の呼びかけを行うものとする。
- (3) 本県は、法第13条第2項の規定に基づく協定の締結に向け、各漁協と検討準備を進める。具体的には、主漁期の始まる時期を目途に協定内容を詰めて締結できるように努める。
- (4) 第2管理期間の超過量については、差引きがない場合の漁獲枠の2割を上限として2年間にわたって分割して差引くこととしており、第4管理期間からの漁獲

枠超過量の差引き量は0.5トンである。なお、本県の第2の小型魚の知事管理量は差引き後の数量である。

- (5) 本県の第3管理期間の漁獲枠の残量見込みは2トンであるが、第4管理期間は管理期間が9か月間であることから、残量見込は1.8トンとし、下表に当該残量見込みを上乗せした本県の第4管理期間の知事管理量を示す。

超過量の差引きをしない場合の数量 (12月分) ①	第2管理期間の超過量のうち第4管理期間の差引き量 (12月分) ②	9か月分の平均比率 ③	第2の小型魚の知事管理量 (9か月分) $(① - ②) \times ③$ ④	第3管理期間の漁獲枠の残量見込み $2.0 \text{トン} \times ③$ ⑤	第3管理期間の漁獲枠の残量見込みを上乗せした第4管理期間の知事管理量 ④+⑤
18.9トン	0.5トン	90%	16.6トン	1.8トン	18.4トン

※なお、法第3条第2項第6号に掲げるくろまぐろの数量が変更され、上表右欄の数量と同量の時は、当該数量を本県の第2の小型魚の知事管理量とする。

## 第6 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 本県の採捕の数量が第2の知事管理量のうち、小型魚は9割5分を超える時点で、大型魚は9割を超える時点で法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令を発出する。
- (2) 我が国全体の小型魚又は大型魚別の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、その時点における本県の採捕の数量をもって知事管理量となることから、当該公表の時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令を発出する。
- (3) 遊漁者による採捕の数量は知事管理量に含まれるため、本県知事の採捕の停止命令（法第10条関係）が発出された際は、本県海面での遊漁者も命令の対象となる。